

日本の被害者学の現状と展望

——性犯罪被害研究を基点として——

瀬
川
晃

目次

- 一 はじめに
- 二 日本の被害者学の基礎形成——性犯罪被害研究の寄与——
- 三 被害者学の観点から見た日本の性犯罪の現状と今後の課題
- 四 日本における被害者学の展望
- 五 むすび——「批判的被害者学」をこえて——

一 はじめに

被害者学 (victimology ; Viktimologie) は戦後生まれの比較的新しい学問である。日本では一九六〇年代に関心を集めはじめた。日本において、被害者学とは、「犯罪・不法行為などの違法な行為を原因とする被害の研究」を指す⁽¹⁾。

日本の被害者学の現状と展望

同志社法学 四六巻五号

一 (八一三)

当初、被害者学は単なる防犯の技術を教えるものにすぎず、学問的な体系化は困難であるとか、一時的なブームに終わるといった悲観的な評価も見られたが、その後、数多くの研究者を得て飛躍的に発展してきた。そして、一九九〇年十一月には日本被害者学会が設立されるに至り、学会誌「被害者学研究」を現在四号まで刊行している。

この発展の中心となったのが、宮澤浩一・大谷實両博士である。宮澤博士は、『被害者学の基礎理論』（一九六六年）、『犯罪と被害者一―三巻』（編集・一九七〇年、一九七二年、一九七九年）をはじめとして、被害者学の理論・調査の分野において先駆的な研究業績を残され、現在日本被害者学会の会長である。他方、被害者救済の面における先駆者は、大谷博士であり、『犯罪被害者と補償』（一九七五年）、『被害者の補償』（一九七七年）を公刊し、犯罪被害者等給付金支払法の立法化に尽力された。この両博士が、被害者学創世の第一世代であるとする、近年、日本の被害者学においては、第二世代ともいふべき若い研究者が徐々に育ちつつある。第二世代に属するのは、該博な国際的知識をもとに被害者学にアプローチする藤本哲也、加藤久雄、諸澤英道の三教授、「刑事手続における被害者の保護」の問題を取り扱う野間禮二、田口守一、椎橋隆幸、白鳥祐司及び奥村正雄の各教授、さらにいじめの問題の専門家である森田洋司教授等である。

私見によれば、こうした日本の被害者学の基礎をつくり、その後の発展において大きな役割を担ったのは、性犯罪被害の研究であったと思われる。それゆえ、日本における被害者学の形成過程を紹介する上で、性犯罪被害の研究は欠くことのできないテーマであり、また、現在の被害者学においても重要な位置を占め続けていると思われる。

(1) 日本では、被害者学の性格づけをめぐる、従来、被害者学を犯罪学の一分野とみて、もっぱら犯罪被害を研究の対象と

して把握する立場（犯罪被害者学）と、被害者学の独自性を強調し、犯罪以外の被害にも研究対象を広げようとする立場（一般被害者学）の対立があったが、近年では後者が主流となり、関心領域も広がりつつある。また、多様化する被害についての調査結果をふまえて、被害者学の体系化が目指されている。

二 日本被害者学の基礎形成——性犯罪被害研究の寄与——

日本において性犯罪といった場合、大別して「刑法上の性的自由を侵害する犯罪」と「性表現の罪」という性質の異なる二つの犯罪群に分けることができる。ここでは、とくに前者を検討の対象とする。日本の刑法典は、性的自由を侵害する主要な犯罪として、①強姦罪（二年以上の懲役刑）、②強制猥褻罪（六月以上七年以下の懲役刑）を規定している。このうち強姦罪は、暴行・脅迫を用いて、一三歳以上の女子を姦淫する罪であるが、被害者が一三歳未満の女子を姦淫した場合は、暴行・脅迫の有無にかかわらず強姦罪が成立する。また、強制猥褻罪は一三歳以上の男女に対し、暴行または脅迫を用いて猥褻の行為をする犯罪であるが、この犯罪についても被害者が一三歳未満である場合には、暴行・脅迫の有無は犯罪成立の要件とはされていない。

では、こうした性犯罪に関しての被害研究は日本の被害者学の発展にどのように寄与してきたのだろうか。この点につき、以下三つのパースペクティブを軸としてみてみたい。

(一) 被害者性の解明 被害者性とは、ごく簡単にいえば犯罪性に対応する概念であり、「被害者になりやすい特性」を意味する。この被害者性が日本において注目されるきっかけとなったのが、一九七一年におきた大久保清事件

である。この事件は日本の被害者学にとってエポックメイキングなケースであったといつてよい。この事件は、加害者である大久保清が府中刑務所から出所後、高級車を乗り回しながら七三日間に八人の女性を強姦・殺害し、山中に埋めたという事件で、犯行の手口はもちろん被害者が女子高生を含む若い女性であったことなどから、当時、国民に大きな衝撃を与えた。この事件が被害者性の観点から注目された理由は、大久保から何らかの誘いを受けた女性は、殺された八人にとどまらず、判明しただけで八三人に及んでおり、さらに女性側に様々な対応がみられたことにある。すなわち、大久保清の勧誘に対する八三人の女性の対応は、次の六つの段階に分けることができる(木村駿「車社会の意識構造と大久保事件」福島章(編)・現代の犯罪(一九八〇)一一〇頁以下参照)。

第一段階…大久保に誘われたが全く応じなかった女性……………五九人。

第二段階…大久保に誘われ、再会を約束したが彼の車に乗らなかった女性……………七人。

第三段階…大久保に誘われ車に乗り、一緒にドライブしたが、性関係はなかったと判断される女性……………三人。

第四段階…大久保に誘われ車に乗り、一緒にドライブし、モーター等で性関係があったと判断される女性……………三人。

第五段階…大久保に誘われ車に乗り、一緒にドライブし、モーターあるいは野外で強姦されたと捜査官に

訴えた女性……………三人。

第六段階…大久保に誘われ車に乗り、一緒にドライブし、モーターあるいは野外で強姦、あるいはそれに

類した行為をしかけられた際、抵抗等の結果殺害された女性……………八人。

さて、この事件を被害者性という観点から見ると、第一に、この事件は日本のモータリゼーションがすすみ、

車社会が本格的に幕開けした一九七〇年代初頭の時代背景を象徴する事件であったことがあげられる。つまり、被害者となった若い女性たちは、高級車にあこがれる女性心理をつかれるかたちとなった。第二に、被害者側の「権威への弱さ」を利用されたという点が指摘されうる。加害者は、芸術大学を卒業した画家や詩人を気取り、ベレー帽をかぶって高級車に乗り女性たちに近づいていった。第三に、誘われる場所が駅の待合室など公共空間であったために女性側の警戒心が弱かったところを狙われたことがあげられる。第四に、加害者が利用した女性の心理として、地方に住む若い女性たちの平凡な生活から脱出願望をあげることができる。その後、このような女性たちの心理は「シンデレラ・コンプレックス」と呼ばれるようになった。第五に、誘いに応じた女性たちに車内が密室であるということへの認識が足りなかったことをあげることができる。この事件では、車内に入った時点で瞬時に密室へと転換するといふことが意識されていなかったのである。なお犯行の舞台となった群馬県では当時男女共学の学校が少なく、女性たちは男性との交流が比較的少なかったために容易に誘いにつれてしまったという点をあげる見解もあるが、この点についての事実関係は詳らかでない。

(二) 「第一次・第二次被害者化」の視点 「第二次被害者化」とは、刑事司法機関等の配慮に欠けた対応によって被害者の犯罪被害をさらに深いものとすることを指す。犯罪捜査や刑事裁判では事実の追求を重視するあまり、しばしば被害者への配慮を欠くことがある。とくに性犯罪では、異性関係等の私生活が暴かれ、プライバシーが侵害されるという傾向が顕著に現れやすい。最近、日本のみならず欧米でも刑事手続における被害者の人権保護の問題が盛んに論じられているのは、こうした事情が背景になっている(刑法雑誌二九卷二号の特集「刑事手続における犯罪被害者の保

「護」参照。

このような第一次、第二次被害者化により心身ともに苦悩を負ってしまった被害者に対して適切な対応がなされず、放置しておく、被害者はさらに自己破滅的な道をたどることが少なからずある。このような現象は、「第三次被害者化」と呼ばれる。裁判において有罪判決が出されることによって事件は一応の解決を見たものと一般に考えがちである。しかし、被害者の心の傷（トラウマ）は癒されることなく残り続けるのである。これを「セカンド・レイプ」と呼ぶ者もいるが、このことは性犯罪の被害者にとって深刻な問題である。日本においても、「強姦被害者救済センター」が存在するが、東京に一カ所あるだけで、欧米諸国に比べ被害者への対応が不十分であることは否定できない。このような現状を認識させたのが性犯罪被害研究だったのである（なお、一九九二年四月に、東京医科歯科大学の山上研究室が中心となって、「犯罪被害者相談室」が開設された。その成果につき、小西聖子ほか「被害者サポートにおける被害者心理」被害者学研究四号一一頁以下参照）。

(三) 報道の在り方への反省 性犯罪の被害者の問題は、犯罪報道についても強く反省を求めている。例えば、一九八九年には日本において「女子高生コンクリート詰め殺人事件」という衝撃的な事件が発生した。この事件は、少年四名が女子高生を少年のうちの一人の自宅へ四日間監禁し、強姦したのち、事件の発覚を恐れ、少女を殺害しコンクリート詰めにし遺棄したというものであった。この事件の社会的な波紋は多岐に及ぶが、注目すべきは、マスコミの犯罪報道の在り方を考えさせる契機となったことである。なかでもマスコミが加害者の少年たちの名前を基本的に公けにしなかった一方、被害者の実名や顔写真を公表し、家族や交友関係等の私生活に関するさまざまな報道を

行った点に批判が集まった。被疑者・被告人については人権保護が強く求められている反面で、被害者の人権への配慮が手薄になっている状況をこの事件は浮き彫りにし、報道の在り方に再考を促した。このようなケースからも明らかのように、とくに性犯罪被害者については匿名報道とする必要があるだろう。

三 被害者学の観点から見た日本の性犯罪の現状と今後の課題

次に、被害者学の観点から日本の性犯罪の現状をフォローし、今後の課題を探ってみよう。

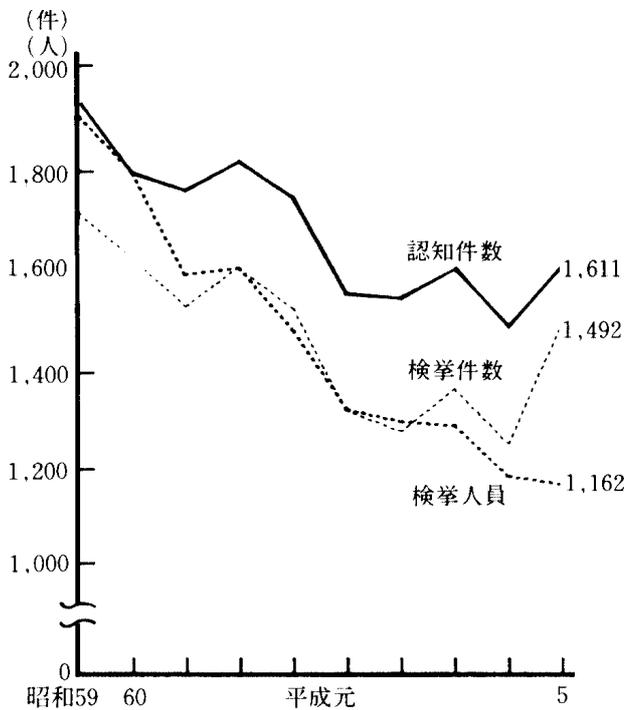
(一) 性犯罪の現状と強姦神話 日本の性犯罪の現状をみると、強姦罪が減少傾向を示している(表Ⅰ・Ⅱ参照)。もちろん、これは公的な機関の認知件数・検挙人員をもとに割り出したものであり、当然「暗数」の存在が問題となる。しかし、わが国では被害経験調査を行っても強姦被害の事実を認める者はきわめて少なく、実態の把握も困難である。例えば、一九八九年一〇月に都市防犯研究センターが全国の成人男女三千名を対象に行った被害経験調査(JUSRIレポート・犯罪被害者発生実態に関する調査報告書(一九九〇年))において、有効回答者二四一人のうち、「ちかん(強制猥褻)」の被害経験者が一三名いたのに対して、「強姦」の被害経験者はいなかった(表Ⅳ参照)。これは、他の人に知られたくないという被害者の意思を如実に反映した結果といえよう。このように被害経験調査においても明らかにすることができない「暗数の暗数」が存在するのである。このような状況をふまえて、被害者学における性犯罪の実態の把握は、いわば「絶望の章」ともいべきものであり、研究者の間では強姦罪の被害者については調査

表I 日本における性犯罪の動向

年度	強 姦 罪		強制猥褻罪	
	認知件数	検挙人員	認知件数	検挙人員
1962	6,125	7,570	3,083	2,366
63	6,239	7,579	4,195	3,374
64	6,857	8,384	4,293	3,637
65	6,648	8,444	4,710	4,156
66	6,583	8,210	3,268	2,167
67	6,393	8,039	3,416	2,267
68	6,136	7,725	3,604	2,191
69	5,682	6,843	3,609	2,163
70	5,161	6,430	3,299	2,054
71	4,862	5,831	3,374	1,981
72	4,677	5,464	3,139	1,915
73	4,179	4,786	3,233	1,816
74	3,956	4,485	2,954	1,629
75	3,704	4,052	2,841	1,570
76	3,239	3,394	2,694	1,465
77	2,945	3,046	2,992	1,540
78	2,897	2,876	2,994	1,482
79	2,810	2,757	2,829	1,469
80	2,610	2,667	2,825	1,420
81	2,638	2,657	2,735	1,378
82	2,399	2,420	2,645	1,328
83	1,970	1,972	2,464	1,243
84	1,926	1,907	2,368	1,176
85	1,802	1,809	2,645	1,334
86	1,750	1,577	2,291	1,105
87	1,823	1,608	2,404	1,406
88	1,741	1,480	2,867	1,174
89	1,556	1,329	2,759	1,097
90	1,548	1,289	2,730	1,143
91	1,603	1,275	3,176	1,116
92	1,504	1,188	3,505	1,288
93	1,611	1,162	3,581	1,344

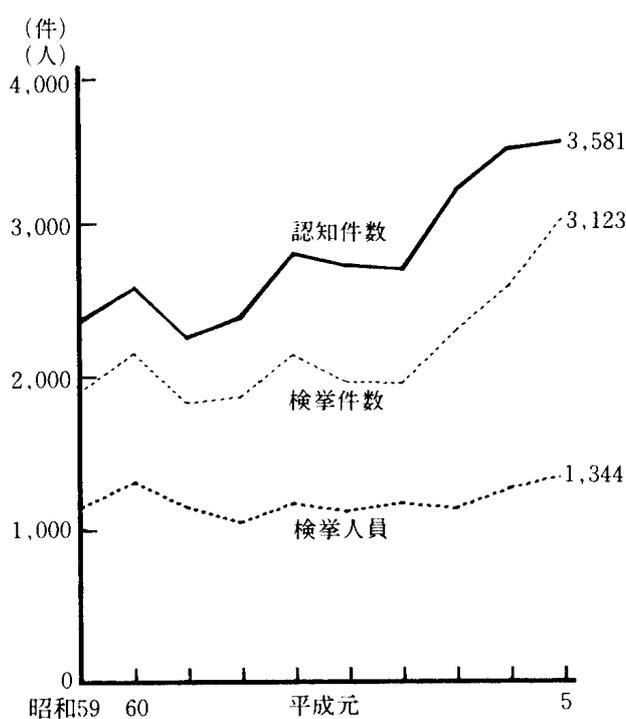
注 各年度の犯罪白書による。

表Ⅱ 強姦罪の認知・検挙数及び検挙人員の推移



注 犯罪白書・平成6年度版による。

表Ⅲ 強制猥褻罪の認知・検挙数及び検挙人員の推移



注 犯罪白書・平成6年度版による。

しても意味がないとする声も聞かれる。ただし、日本においては、他の凶悪犯罪や攻撃的な人身犯罪の件数も減少していることから考えあわせると、強姦罪についても減少していると一般に考えられている。

これに対して強制猥褻は、近年増加傾向にあるが、総体としては、ほぼ横這い状態にある（表Ⅰ・Ⅲ参照）。したがって、このような日本における性犯罪の状況は、総じていえば、「性犯罪の非暴力化」がすすんでいるということができよう。

一九八六年度の日本の犯罪白書では『加害者から見た犯罪被害の原因』という特集が生まれ、比較的大規模な調査結果の研究が報告された。この調査は、矯正施設に収容されている犯罪者を対象に行われたものであるが、ここから

表Ⅳ 強姦罪の被害者発生調査における調査対象者(家族)の犯罪体験件数

	1回	2回	3回	4回	5回	無回答	合計
自動車盗	3 (50.0)	0 (0.0)	1 (16.6)	1 (16.6)	0 (0.0)	1 (16.6)	6 (100.0)
オートバイ盗	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (100.0)
自転車盗	68 (76.4)	11 (12.3)	6 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (4.4)	89 (100.0)
車上狙い	11 (64.7)	3 (17.6)	1 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (11.7)	17 (100.0)
侵入盗	12 (70.6)	2 (11.7)	1 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (11.7)	17 (100.0)
侵入盗未遂	3 (60.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
侵入強盗	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
非侵入強盗	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
すり	3 (75.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
万引き	3 (25.0)	1 (8.3)	2 (16.7)	0 (0.0)	5 (41.7)	1 (8.3)	12 (100.0)
ちかかん	8 (61.5)	3 (23.5)	1 (7.6)	1 (7.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (100.0)
強姦	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
車へのバンダリズム	38 (57.6)	17 (25.7)	2 (3.0)	3 (4.5)	1 (0.1)	5 (7.5)	66 (100.0)
脅迫	4 (36.3)	3 (27.3)	1 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	11 (100.0)
暴行	5 (83.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
傷害	3 (75.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)

注 JUSRIレポート・犯罪被害者発生実態に関する調査報告書(1990年)による。

は、「加害者の被害者に対する意識」が様々な角度から分析されており、興味深い結果がみられる。そのうち性犯罪に関するいくつかのデータを紹介したい。

(一) まず、目を引くのが、強姦罪において被害者との面識があった者が約四〇パーセントにもほったという点である。従来は、「強姦罪の加害者と被害者との間には面識がないもの」(強姦神話の一つ)と考えられていたので、このような高い割合で強姦罪が面識を有する者の間で発生していたことは注目すべき結果といえよう(表V参照)。

(二) 「被害者が事件を警察に届ける」と予測していない加害者が、強姦罪において四〇パーセント近くもいた(表VI参照)。このような安易な予測の背景には、「被害はあまりなかった」、「被害者にも落ち度があった」といった性犯罪者の特殊な意識がうかがえる(表VII参照)。

(三) 性犯罪において被害者を選定した理由としては、一般に「被害者の容姿や魅力が主要な要素である」(強姦神話の一つ)と考えられているが、それよりも偶然的な「運の悪さ」というべき機会に遭遇したことがあげられている(表VIII参照)。

(四) 犯罪に際して被害者が何らかの抵抗をした場合、性犯罪では「やめる」との回答が七〇パーセントを超える一方、抵抗があっても「最後までやる」とする者は二・七パーセントにすぎない(表IX参照)。周知のように、これは被害者学において「闘争する被害者」の問題として議論されてきた。

(五) 被害者感情について、強姦罪の加害者の三五パーセント以上が「もう許している」、あるいは「処分で納得した」と考えており、かなり被害者感情を楽観視していることが明らかとなった(表X参照)。

表V 被害者との面識の有無及び程度(%)

罪名	計	よく知っている	顔か名前程度を知っているだけ	面識なし	その他・無回答
殺人	100.0(171)	59.6	22.8	17.5	—
傷害	100.0(303)	37.3	18.5	44.2	—
強盗	100.0(129)	6.2	12.4	81.4	—
恐喝	100.0(172)	26.7	12.8	59.3	1.2
窃盗	100.0(764)	11.1	5.9	74.0	9.0
詐欺	100.0(209)	25.4	11.5	48.3	14.8
性犯罪	100.0(113)	22.1	17.7	60.2	—

注 ()内は、実人員である。

表VI 被害者等からの届け出の有無についての加害者の予測(%)

罪名	計	届けると思った	半々と思った	届けないと思った	その他・無回答
殺人	100.0(171)	49.7	4.1	11.7	34.5
傷害	100.0(303)	30.4	22.4	33.7	13.5
強盗	100.0(129)	72.1	11.6	7.0	9.3
恐喝	100.0(172)	16.9	18.6	57.6	7.0
窃盗	100.0(764)	66.2	16.0	11.5	6.3
詐欺	100.0(209)	43.5	20.6	29.2	6.7
性犯罪	100.0(113)	31.0	29.2	32.7	7.1

注 ()内は、実人員である。

表VII 届けでないと予測した理由

罪名	総数	被害が少ない	償いをした	被害の回復は不可能	仕返しを恐れるから	面倒くさい	被害者に落ち度あり	知り合い	その他
恐喝	131	9.9	4.6	—	10.7	2.3	63.4	9.2	1.5
傷害	170	7.6	3.5	1.2	10.0	1.8	54.1	18.2	2.9
性犯罪	70	15.7	1.4	10.0	7.1	10.0	20.0	8.6	21.4

注 総数は実人員であるが、予測理由の項目は、総数に対する比率である。

表Ⅷ 被害者を選択した理由の上位3位の具体的質問

罪名	1位	2位	3位
殺人	相手の方から挑発してきた	相手を許せない理由があった	相手は不注意だった
傷害	相手を許せない理由があった	相手の方から挑発してきた	相手は不注意だった
強盗	相手がたまたまそこにいた	相手は自分より弱いと思った	相手にしやすい人だった
恐喝	相手は警察に届けないと思った	相手は不注意だった	相手にスキがあった
詐欺	相手にしやすい人だった	相手は自分の行動しやすい所にいた	相手は不注意だった
一般窃盗	相手は不注意だった	相手にしやすい人(建物)だった	盗りやすく逃げやすいところにあった
強姦	相手はたまたまそこにいた	相手は被害を人に言わないと思った	相手は警察に届けないと思った

表Ⅸ 被害者の抵抗の有無・程度と被害抑止効果(%)

罪名	計	すぐやめる	考えなおす	強ければやめる	少しぐらや いならや める	最後までやる	その他・ 無回答
殺人	100.0 (171)	13.5	9.4	4.7	15.2	22.8	34.5
傷害	100.0 (303)	17.2	8.9	7.3	22.4	27.4	16.8
強盗	100.0 (129)	24.8	6.2	16.3	27.1	7.8	17.8
恐喝	100.0 (172)	20.3	10.5	6.4	18.0	25.0	19.8
性犯罪	100.0 (113)	45.1	6.2	20.4	15.9	2.7	9.7

注 ()内は、実人員である。

表Ⅹ 被害感情についての推測内容

罪名	総数	既に許す 気になっている	処分で納 得した	賠償をす ればよい	施設から出 てこない と願って いる	出所後も 憎みつづ ける	その他
殺人	171	20.5	23.4	1.2	14.0	36.8	14.0
傷害	303	31.7	37.0	6.6	6.3	8.6	3.3
強盗	129	15.5	40.3	6.2	12.4	21.7	16.3
恐喝	172	37.2	30.8	6.4	10.5	4.1	0.6
窃盗	764	19.4	38.2	16.8	6.7	9.4	6.7
詐欺	209	19.1	32.1	33.5	2.4	10.5	4.3
性犯罪	113	15.0	27.4	2.7	17.7	38.1	9.7

注 表Ⅴから表Ⅹまでは、主に犯罪白書・昭和61年度版による。

さて、宮澤浩一編『犯罪と被害者』（全三巻）を参照すると、これまで日本で行われた性犯罪に関する調査研究としては先に紹介した二つの調査の他に、次のものがある。①泉屋英樹「少年強姦事件の被害者特性」（一九六五年）。②重森幸雄「強姦罪の被害者特性」（一九六六年）。③秋江孝吉「少年性犯罪の被害者特性」（一九六六年）。④山岡一信「性的動機による犯罪とその諸特性」（一九七〇年）。⑤小宮山要他「単独強姦の犯行過程」（一九七〇年・一九七六年）。⑥松木巖他「強制わいせつ罪の加害者と被害者の関係」（一九七二年）。⑦佐藤欣子他「強姦事犯の実体」（一九七八年）。⑧和歌山県青少年局「性非行の実証的研究」（発行年不詳）。⑨和歌山県青少年局「性的非行の社会的背景」（発行年不詳）。

一九六〇年代から七〇年代にかけて盛んであったこの領域に関する調査研究も、近年では強姦罪自体が減少したことから、少なくなっている。これらの調査において興味を引かれるのが、一九六〇年代には、犯行の発生場所が「山野」・「海浜」等屋外が中心であったのに対して、七〇年代にはいると、「被害者宅」・「旅館」・「モーター」等屋内の比率が高く、しかも知人間での犯行が多くなっており、計画性が高くなっていることである。これも強姦の神話に対するアンチテーゼを示しているといえよう。

なお、ハーバード大学ロースクール教授のS・エストリッチは、その著書『リアル・レイプ』で、自らの被害体験をもとにして、見知らぬ男に暴力的に犯される行為だけを一般にはレイプと考えがちであるが、問題視されるべき真のレイプは、「加害者が被害者と顔見知りで、暴行・脅迫によらないレイプ（シンプル・レイプ）」であると告発し、従来のレイプ法が女性保護どころか男性保護のために存在すると主張している（中岡典子（訳）・リアル・レイプ（一

九九〇年)。日本の刑法では、前述したように、一三歳以上の女子に対しては暴行・脅迫によることを要件としており、シンプル・レイプは対象の外にある。しかし、シンプル・レイプの告発は強姦罪の概念の再検討を促しているといえよう(法学セミナー三五卷一〇号〈特集〉「強姦と法」参照)。

ところで、この強姦神話というものが欧米においてどれほど語られているだろうか。これまで公刊された文献を調べてみると、以下のようにおよそ一八もあった。こうした強姦神話に科学的に対峙するのが、被害者学の任務であるといえよう。(宮澤浩一「性犯罪(2)・強姦罪の非神話化と非犯罪化」時の法令一三二四号五九頁以下、藤本哲也・刑事政策の新動向(一九九一年)一九九頁以下参照)。

- (1) 「黒人男子は黒人女子より白人女子を襲う」。
- (2) 「強姦は暑い季節の犯罪である」。
- (3) 「強姦は見知らぬ者の間で犯される」。
- (4) 「強姦の際に飲酒が作用し、抑制力を失ったために犯罪となる」。
- (5) 「強姦の被害者は罪のない婦女である」。
- (6) 「強姦罪の多くは偶然に犯される」。
- (7) 「強姦は、袋小路や暗い路地で犯される戸外の犯罪である」。
- (8) 「強姦は残忍な行為を伴う暴力事犯である」。
- (9) 「強姦は必ず被害者の同意なしに行われる」。

- (10) 「被害者は被害を受けるについて意識的責任も不作為的責任もない」。
 - (11) 「性的欲求不満が強姦の原因である」。
 - (12) 「強姦は衝動的行為である」。
 - (13) 「強姦は加害者が被害者に悩殺されたせいで起こる」。
 - (14) 「強姦罪において被害者がおとなしくなるのは残忍行為のせいである」。
 - (15) 「強姦は短時間に性急になされる」。
 - (16) 「女性は強姦されたいという欲望を胸に秘めている」。
 - (17) 「強姦は女性が抵抗すれば不可能である」。
 - (18) 「性を買うことができれば強姦は起こり得ない」。
- (二) 今後の課題 以上の考察をふまえた場合、被害者学的観点から性犯罪に関してどのような課題が残されているのだろうか。ここでは、次の二点を指摘したい。

第一は、性犯罪関連の福祉犯被害者の問題である。福祉犯とは、少年の福祉を害する犯罪を指す。この範疇に該当する犯罪は多岐にわたるが、ここでは青少年保護育成条例の「淫行」⁽¹⁾禁止規定に違反する罪にスポットを当てることにする。先にも述べたように暴行・脅迫に基づかない場合、一三歳以上の者との性交は、刑法典における強姦罪の構成要件に該当しない。しかし、少年福祉の観点から、こうした行為を無原則に認めるわけにはいかず、各都道府県が条例によって禁止・処罰を科すと規定したのが「淫行」禁止規定である。近年、日本においては暗数を含めこの規定

に関する被害者の数が急増しているといわれる。「性の商品化」が問題視されて久しいが、社会的にも関心の高いこのような問題に取り組むためには、被害者学の観点から実態を調査し、背景を理解する必要があると高まっているといっている。現段階では、被害者たちの家庭や学校等における問題の重要性が指摘されているほか、過去の非行歴との関連も大きな要因と理解されている（近時の論稿として、内山絢子「福祉犯被害者の行動特性に関する研究」被害者学研究三二四頁以下、阿部哲夫「『少年福祉阻害犯』に関する序論的考察」北陸法学一卷一・二二七頁以下）。

第二に、今まで公然化していなかった被害の実態を明らかにする必要があると高まっている。近年、議論が高まっているこの種の問題の一つにセクシャル・ハラスメントがあげられる。職場における女性の地位の向上の観点からも早急の実態把握が望まれるところである。また、児童虐待 (child abuse) の問題も重要である。欧米に比べ関心が低かったこの問題についても、次第に実例が報告されるようになり、被害の重大性が認識されるようになってきた。また、裁判の段階においても児童への配慮が必要である。イギリスでは、児童にはビデオテープによる証言が認められている（瀬川晃「イギリス刑事法の概括的検討」刑法雑誌三三三卷三三六〇頁以下参照）、今後の対応が被害者学的にも望まれるところである。なお、児童虐待に関連したケースについて最高裁まで争われた有名な判例として「尊属殺違憲判決」がある。

さらに、家庭内暴力の被害者に対する実態の把握も待たれる。欧米において家庭内暴力といった場合、主に夫が妻子に対して暴力を振るうことを指すが、日本においては、従来から家庭内暴力とは受験戦争に負けた子どもが親に対して暴力を行使することが典型的なパターンとされてきた。その最たるものが、「金属バット殺人事件」⁽³⁾である。し

かし、近年では日本でも欧米型の夫が妻子に暴力を振るうタイプの事例が数多く報告され、また、夫婦間レイプ事件に対して有罪判決が出されたこともあり（鳥取地判昭和六一年一〇月一六日、広島高裁松江支部判昭和六二年六月一八日）、社会的関心が高まりつつある。

(1) 昭和六〇年一〇月二三日の最高裁大法廷判決（刑集三九巻六号四一三頁）は、淫行概念を「青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為」および「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための道具として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為」と解した。

(2) 尊属殺違憲判決事件・中学二年生の時から実父に性的虐待を受け、以後一〇年あまりの間、夫婦同様の生活を強いられていた被告人が、職場の男性から求婚されたが、それを知った実父に一〇日間以上脅迫・虐待を受けた。被告人は苦悩の末忌まわしい境遇から逃れるために泥酔中の実父を絞殺したという事件で、被告人の悲惨な境遇は国民に衝撃を与えた。被告人は殺人罪（死刑又は無期若しくは三年以上の懲役）の加重類型である尊属殺人罪（死刑又は無期懲役）で起訴されたが、最高裁は、本事例において尊属殺重罰規定は普通殺と量刑上著しく均衡を欠き、法の下に平等に反し違憲であると判示した。被告人は殺人罪を適用され、懲役二年六月（執行猶予三年）を言い渡された（最大判昭和四八年四月四日刑集二七巻三号二六五頁）。

(3) 金属バット殺人事件・大学二浪中の被告人は、ある夜、父の財布やキャッシュカードを無断で使用していたことで両親から叱責された。また、その腹いせにウイスキーを飲んでいるところを父に見つかり、腹部を蹴られ、明日出ていくように命じられた。そのため被告人は日頃からたまっていた家族への不満が吹き出し、深夜に金属バットで就寝中の両親を殴打し殺した。昭和五九年四月二五日、横浜地裁川崎支部は、被告人に懲役一三年の判決を言い渡した。

四 日本における被害者学の展望

欧米の動向を参考にしながら日本における被害者学の今後を展望した場合、次の三点が重要である。

(一) 被害者調査の必要性 被害実態の調査は被害者学の発展に欠かすことのできない要素である。イギリスは、早くから犯罪被害者補償制度を導入していたにもかかわらず、被害者学自体は遅々として発展しなかった。このような状況を打破し、イギリスに被害者学研究を活性化させたのが、犯罪被害実態調査 (BCS) であった (Home Office, ① The British Crime Survey, 1983; ② Fear of Crime in England and Wales, 1984; ③ Taking Account of Crime, 1985; ④ The 1988 British Crime Survey, 1989.)。この調査の対象は一六歳以上の者で、約一万五百人であり、面接方式による調査が行われた。本調査で明らかになったのは、公式の統計に記録されない多くの犯罪が存在するということである。調査の要点は、以下の通りである。①犯罪の五分の三は警察に通報されていない。②犯罪の四分の三は警察によって記録されていない。③個別犯罪ごとに、実際に発生した犯罪が犯罪統計に記録された率をみると、例えば、ヴァンダリズムが一〇パーセント、性犯罪と強盗がともに一七パーセントである。

以上のように、この調査は、一般市民が多くの犯罪に囲まれて生活している実態を明らかにし、被害者側からの視点が研究においても必要であることを認識させ、被害者学が飛躍的に発展する契機となった。イギリスにおけるBCSのような大規模な調査は、簡単に実施できるものではないが、日本では、先に紹介した都市防犯研究センターによる犯罪被害者発生実態に関する調査に加え、現在、犯罪被害者実態調査研究会が全国規模の犯罪被害者実態調査を

行っており、その分析結果を急いでいるところである。

(二) 犯罪者処遇における被害者の視点 刑事政策における被害者への対応の歴史については、S・シエーファーによる有名な時代区分がある (S. Schafer, *The Victim and his Criminal*, 1968, 宮澤浩一「更生保護と被害者」更生保護三二巻三号二頁参照)。第一期は、「被害者の黄金時代」といわれ、血讐や贖罪金が認められた古代・中世を指す。その後、被害者への配慮が希薄化し、第二期の「被害者の衰退期」に突入する。この時代は長く続き、刑事司法システムの中で被害者がいわば放置されたままになっていた。しかし、一九六〇年前後から、こうした状況を批判する声が高まり、第三期の「被害者の復活時代」に入ったのである。

この復活時代は次の三つの段階に分かれる。①被害者学的観点から欧米各国が犯罪補償制度を導入し、被害者救済に目を向けた第一段階 (一九六〇年代から一九七〇年代)。②刑事手続における被害者の権利の問題が提起された第二段階 (一九八〇年代)。③犯罪者処遇の場面における被害者の視点が自覚的に議論されつつある第三段階 (一九九〇年代)。ここではそのうち第三段階に着目したい (被害者学研究第四号〈共同研究〉「矯正保護における被害者の視点」参照)。

犯罪者処遇の中で被害者の視点をいかに扱うかは、古くて新しい問題といえるであろう。けだし、一九世紀初頭には近代学派 (新派) 刑法学者によって受刑者 (囚人) による被害者への損害賠償命令が提起されていたからである。しかし、この提案は、被害者への配慮よりも受刑者の改善更生に重きをおいたものであったことを忘れてはならない。今日では「犯罪者の社会復帰」が刑事政策上の重要な課題とされる一方で、被害者への配慮は相対的に弱まってきた

ことは否定できない。それゆえ、受刑者に対し、罪の償いの意識を高める工夫が刑務所においてなされるべきであるとの主張がある。これに対しては刑罰の応報化につながるの根強い批判があり、犯罪者処遇における被害者の視点の問題は、なお論争上のテーマであるといえよう。

次に、日本の社会内処遇実務において被害者の視点は、どのように考慮されているのかを簡単に説明すると、仮釈放段階では、「社会感情」を判断する際に被害者及び遺族の感情が考慮され、保護観察段階では、特別遵守事項を設定する際に「被害弁償」や「慰謝の措置」を盛り込む例がある。しかし、ここでもこうした被害者の視点の強化は応報的な色彩を帯びるといった反論がなされているので、今後一層の議論が必要であろう。

また、欧米の犯罪者処遇の展開の中で、近年被害者サイドの処罰要求を配慮した犯罪者処遇が、徐々に認知されてきていることは注目に値する（瀬川晃・犯罪者の社会内処遇（一九九一年）参照）。「社会への償い」の要求を付加した社会奉仕命令や電子機器による監視によって厳格な処罰の要求に応える電子監視は、この要請を巧みに盛り込んだ「成用例」といえよう。被害者からの示唆に負えば、被害者やその遺族が住む社会において、犯罪者への働きかけだけが全面にわたる処遇方法では被害者や市民は納得しない。今後は、欧米の①被害者弁償、②損害賠償命令、③加害者・被害者和解の調停（和解）も検討課題といえよう。いずれにせよ、犯罪者のうち、死刑に科せられる者以外のほとんどの方が、遅かれ早かれ被害者や遺族の住む社会に戻ってくるのである。したがって、被害者の視点を無視した社会復帰の試みは刑事政策として不十分であり、犯罪者処遇における被害者の視点の一層の検討が期待される。

(三) 犯罪予防論の台頭 現在の欧米の刑事思潮を見た場合、一九七〇年代の「社会復帰思想の後退の時代」、一

九八〇年代の「医療モデルに対する正義モデル優位の時代」を経て、一九九〇年代は「犯罪予防論の時代」に突入していると思われる。「犯罪予防論」台頭の根底にあるのは、従来の刑事司法制度の犯罪増減に果たす役割は小さく、とくに犯罪発生後に犯罪者を処遇する制度はナンセンスであるとする発想である。被害者学の観点から見ても犯罪被害発生阻止こそ最も重要な課題であるべきである。今日の犯罪予防論は、犯罪実行後に刑事司法機関が犯罪者を事後に処理するシステムから、コミュニティを基盤にして犯罪実行自体を事前に阻止するシステムへの転換を主張している。ここでいう犯罪予防の概念についてはなお議論が続けられているので、確立したものではないが、今のところ、およそ三つのアプローチが可能である。

第一は、状況的犯罪予防論を軸としたアプローチで、犯罪発生を抑止する物理的な環境をつくって、犯罪を予防しようとする。具体的には、①住宅での防犯機器の設置、②公共の場における監視カメラの設置、③空港での持ち込みチェック等をあげることができる。第二は、「コミュニティ犯罪予防論」を軸としたアプローチであり、犯罪が発生しにくいコミュニティを形成することによって犯罪を予防しようとする。具体的には、①地域社会の組織化、②近隣防止組織の設置、③地域における社会問題の解決等があげられる。第三は、「地域警察活動」論を軸にしたアプローチで、警察が市民と密接な関係を保ち、協力を得ながら犯罪を予防する。具体的には、①警察官による地域巡回、②苦情処理委員会の強化、③女性、少数民族の警察官の採用があげられる。犯罪予防論に対しては、犯罪の予防に役立つとか費用の節約になるといった肯定的な評価がある一方で、結局、犯罪の時間的・場所的な転移があるだけで、有効性は疑問であるとか国家の責任をコミュニティに転嫁させるものであるとの批判も出され、現在、活発な議論

が展開されている。

こうした犯罪予防論の台頭としては、近年の英米における犯罪学理論の発展を見逃すことはできない。とくに「ルーティン・アクティヴィティー理論」、「ライフ・スタイル理論」、さらに「犯罪機会理論」等は、被害者の日常生活の在り方・生活環境がいかに犯罪に遭遇する機会を多くしたり、少なくしているのかを示唆したものである。従来、ともすれば犯罪実行の際に被害者側に落ち度があったか否かという観点からのアプローチにとどまりがちであったが、上記の諸理論は、被害者側の日常の生活実態にまで踏み込み、犯罪者と被害者の双方の動きをダイナミックに捉えようとする点で動的なアプローチであるといえよう。

地震や火災の対策を考える際に「災害に強い社会」の建設が唱えられるように、刑事政策の上でも「犯罪に強い社会」の建設が目標とされるべきである。今後こうした犯罪予防論の領域において被害者学が果たす役割が極めて大きい。そのためにも、前述したように、被害の実態を把握するための調査研究の必要性が高いのである。

五 むすび——「批判的被害者学」をこえて——

本稿では、性犯罪の被害研究を軸として、日本の被害者学の現状と課題を述べ、さらに若干の展望を試みた。そこでは、当初クールに受けとめられていた日本の被害者学も一九六〇年代には、その基礎が形成され、その後、国際的にも国内的にも着実な発展を遂げている経緯をみる事ができた。

しかし、被害者学も無批判的な展開が許されるわけではない。被害者学も常に議論や論争が行われるなかで発展すべきである。この点で、近年の「批判的被害者学 (critical victimology)」の提言は傾聴に値すると思われる。批判的被害者学の理論にはなおバリエーションがあるが、ここではとくにE・ファター (E. Fattah) の見解に注目したい。ファターはいう。被害者学の発展は必要であるが、拙速であってはならない。最近とくに、被害者救済とか被害者の権利保護が叫ばれているが、その主張は正当であるとしても、本質的には、社会の応報感情及び「法と秩序」キャンペーンの高まりと呼応したものである。その根底にあるのは、被害者への同情というよりはむしろ犯罪者への復讐心の発露である。とくに近年の児童虐待キャンペーンは、そのような要素をもっているのではないか。すなわち、児童虐待者という新たな「モンスター」をつくりあげ、厳しい処罰を要求しているのではないのだろうか (E. Fattah, *Toward a Critical Victimology*, 1992, pp. 3)。

E・ファターは周知のように北米被害者学の第一人者であり、本論が被害者学の発展を願っているものであることはいうまでもない。實際上、アメリカ合衆国では、近年、性的な児童虐待を理由に娘の父親が訴えられるケースが増加する一方で、この訴えが心理療法による誘導に基づく告発であり、不当な断罪であるとする反論も有力に主張されており、注目される。一九九四年五月には、カリフォルニア州で性的虐待を訴えた娘の記憶はセラピストの誤った治療の結果であるとして、被告である父親が勝訴している。

無論、こうした批判的被害者学の主張は、日本の状況にストレートにあてはまるものではない。しかし、被害者学における被害者救済、あるいは被害者の権利保護の主張を展開する際には、応報思想と過度に結びつく可能性を伏在

していることを常に自戒すべきであり、被害者学の着実な発展のためには、今後、批判的被害者学が危惧するような弊害をできるだけ取り除いていく努力がわれわれに求められていると思われる。

〔付記〕 本稿は、一九九四年四月二三日にソウルで開催された第三回韓国被害者学会（於・韓国刑事政策研究院）における基調講演の原稿に加筆・修正し、注を付したものである。ご配慮を賜った宮澤義衛記念刑事政策振興基金及び韓国被害者学会（閔建植会長）に心から御礼を申し上げたい。